

試験のお申し込みに関する了承事項

株式会社ディーエスピーリサーチ

弊社への試験のお申し込みにあたっては、下記事項をご了承いただいた上でお申し込みください。

(お申し込みについて)

1. (1) お見積書を発行もしくはそれに準ずるご案内をお送りします。これらに記載の料金および納期は、標準工程に基づく概算です。
(2) お見積書の内容をご了承いただけましたら、評価に必要な資料、供試品（当該供試品に付帯する部品等を含む）をご提出ください。
(3) 評価のためにご提出いただいた資料は原則返却いたしません。
(4) ご提出いただいた供試品は、原則として返却いたします。供試品返送の料金はお客さまのご負担となります。また、ご提出いただいた供試品を分解した場合、製品・部品によっては組み立て直してのご返却が出来ない場合があります。組み立て直しての返却をご希望の場合は、別途ご相談ください。
(5) 試験結果報告書の発行希望日のご依頼がある場合には、ご希望日を考慮した納期といたしますが、諸事情により変更をお願いする場合があります。
(6) 弊社が実施する試験は、お客さまのお申し込みに基づき、該当する基準等（適用基準）を用いて評価を実施するものです。お申し込みいただいた内容に関する評価が技術的に困難なものであると判明した場合には、お申し込みをお受けできないことがあります。また、このような場合は、一旦受け付けたお申し込みについてもご相談の上でお断りすることがあります。

(お申し込みの取り消し等)

2. お申し込みにおいて、以下の事項の一つに該当する場合は、弊社の判断でお申し込みを受け付けない、または一旦受け付けたお申し込みを取り消すことがあります。なお、一旦受け付けたお申し込みを取り消す場合は、原則としてそれまで発生した費用を請求させていただきます。
 - ① お客様が本了承事項 12. に違反した場合。なお、この場合、弊社は、当該取消しによりお客様が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとし、また、当該取消しにより弊社に損害が生じたときは、お客様はその損害を賠償するものとし、
 - ② お客様において、資産、信用状態が悪化しまたはその恐れがある場合。
 - ③ 弊社が供試品を必要と判断する場合に、供試品をご提出いただけない場合。
 - ④ その他お申し込みについて弊社が不適切と判断した場合。

(お申し込み内容の変更)

3. お申し込みの後、お客様事由によりご依頼内容の変更をご希望の場合には、その旨を文書にて

弊社にご提出ください。

(評価内容等の変更)

4. 試験方法の実施の過程において、評価の内容変更、追加等が必要となることがあります。この場合、料金、納期等が変更となる場合があります。

(お申し込みの取り下げ)

5. お申し込みを取り下げる場合には、その旨を文書にて弊社にご提出ください。但し、取り下げの場合には、それまでに発生した費用を請求させていただきます。

(契約書等)

6. (1) 本了承事項の他に、お客さままたは弊社からの申し出により両者で契約を締結する場合があります。
(2) 認証に関するお申し込みの場合は、認証後の取り扱いを想定した、認証にかかる同意書を締結いたします。
(3) 本了承事項 6. (1) または 6. (2) の基づき締結した契約書等と本了承事項の内容が相違する場合は、契約書等の定めを優先します。

(免責事項)

7. (1) 天災地変、その他不可抗力により、お申し込みいただいた試験の履行および試験結果報告書等の発行が出来なくなった場合においては、弊社はその責を負わないものとします。
(2) お送りいただく供試品の輸送中の損害については、弊社はその責を負わないものとします。
(3) 試験においてお手持ちの試験データ等の活用をご希望の場合、試験データ等はお客さまがその適法な使用权を有している旨、弊社に対して保証するものとし、弊社の試験データ等の使用に関して生じる一切の紛争について、弊社は損害・費用等の責を負わないものとします。

(不適合事項の判明)

8. (1) 試験にて、適用規格・基準等への不適合が判明した場合は、お客さまに通知いたします。必要な改善等を実施し改善評価をお申し出ください。または、改善等を実施しない場合は、評価を終了する旨をお申し出ください。なお、改善等の後においてもなお適用規格・基準等に不適合である場合や、改善等に長期間を要している場合は、弊社の判断で評価を終了させていただくことがあります。評価を終了する場合は、それまでに発生した費用を請求させていただきます。
(2) 改善評価を実施する場合、料金、納期等が変更となる場合があります。
(3) 試験結果報告書発行後に生じた、製品の適用基準への不適合事項に起因する製品、改善および修理等の費用は、お客さまのご負担となります。

(機密保持)

9. 弊社はお申し込みいただいた試験を遂行する上で知り得たお客さまの業務上の情報を、第三者に漏洩・開示しないことをお約束いたします。但し、以下の場合には第三者に開示することがあります。
- ①弊社が、事業に係わる外部審査等を受ける際に、審査機関に対し申込書等を審査資料として開示する場合。
 - ②法令の定め、または官公署からの命令要請等により、開示を求められた場合。
 - ③申込書受領後、お客さまの業務上の情報が周知の事項となった場合。
- また、弊社が知り得た情報を、業務の実施に必要な範囲において、他の認証機関または試験機関等に対し開示することがあります。なお、他の認証・試験機関等における情報の取扱いについては、当該機関の定めるところによります。

(依頼試験に関する事項)

10. (1) 弊社は、お客さまからの依頼試験のお申し込みをいただいた場合、お客さまの指定する適用規格、試験条件および試験方法により、弊社の管理の下で試験を実施し、証明書等を発行します。
- (2) 依頼試験の証明書等は、供試品についてのみの試験を実施した結果を記載したものであり、同一の個々の販売用製品について適用されるものではありません。

(試験結果の適否の判定を行い報告(適合性の表明)する場合の取扱い)

11. (1) T A Fの各試験所 認定制度における試験結果の適否の判定ルールは以下の通りとします。
- ①試験結果の適否の判定を行い、お客さまへの報告(適合性の表明)する場合は、適用規格により不確かさを考慮する旨の要求がある場合を除き測定値で判定を行います。適用規格により不確かさを考慮する旨の要求がある場合であっても、以下の場合は測定値で判定を行います。
 - (a) 不確かさを加えての判定が適切でないことが自明である場合
 - (b) 不確かさを加えての判定を行うことをご希望されない場合
 - ②測定値に不確かさを加えて判定を行うことをご希望の場合には、お見積もり時またはお申し込み時にご用命ください。測定値に不確かさを加えて判定を行うことをご希望される場合であっても、以下の(a)から(c)のいずれかによる場合は測定値で判定を行います。
 - (a) 定性試験の場合
 - (b) 国際または国内規格等以外のお客さまよりご指定いただく方法による試験の場合
 - (c) その他、不確かさを加えての判定が適切でないことが自明である場合
- (2) 測定値で判定を行う場合と不確かさを加えて判定を行う場合では、料金、納期等が異なる場合があります。

(反社会的勢力の排除)

12. (1) お客さまは、自己または自己の役員が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」という）および以下の事項のいずれか一つにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社もしくは、第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2) お客さまは自らまたは第三者を利用して、以下の事項のいずれか一つにでも該当する行為を行わないことを表明し、保証するものとします。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて弊社の信用を毀損し、または弊社の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- (その他)
13. 本了承事項に記載のない事項または疑義が生じた事項については、お客さまと弊社で協議の上、解決に当たるものとします。

以上